

最高裁秘書第 761 号

令和 7 年 3 月 18 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和 7 年 3 月 5 日に答申（令和 6 年度（情）答申第 35 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和 6 年度（情） 諒問第 18 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年8月1日（令和6年度（情）諮詢第18号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（情）答申第35号）

件名：大阪地方裁判所における法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和6年5月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を最高裁に確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であるとし、文書の不存在の確認のため、苦情を申し出たと述べる。
- 2 大阪地方裁判所は、本件開示申出の内容を「交通事故の裁判例を含む裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書」と整理した上で本件開示申出文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

法律雑誌社等から裁判例の提供申請があった場合の取扱いについて、文書を

作成することを求める定めはなく、当該事務について文書を作成することが必要的とはいはず、本件開示申出文書を大阪地方裁判所が作成又は取得していないことに不合理な点はない。

苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である旨述べるが、当該文書が不存在である理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年8月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、法律雑誌社等から裁判例の提供申請があった場合の取扱いについて、文書を作成することを求める定めはなく、当該事務について文書を作成することが必要的とはいはず、本件開示申出文書を大阪地方裁判所が作成し、又は取得していないことに不合理な点ないと説明しているところ、裁判書の提供の可否に関し、統一的な基準が存在するとも認められず、上記の説明が特段不合理であるとはいえない。そのほか、大阪地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

よって、大阪地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、大阪地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員川 神 裕